

保護者の方へ～出席停止について



お子さんが、インフルエンザなど出席停止に関わる感染症と医療機関で診断された場合、速やかに学校までご連絡ください。学校保健安全法に基づく出席停止の措置とさせていただきます。

● 主な感染症と出席停止期間

感染症名	出席停止期間	治癒報告書
インフルエンザ	発症してから5日間を経過し、かつ、熱が下がってから2日を経過するまで	×
麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日を経過するまで	○
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺が腫れあがってから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	○
風疹 (三日ばしか)	発疹がなくなるまで	○
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	○
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消えた後、2日を経過するまで	○
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで	○
流行性角結膜炎 (はやり目)	主治医の指示による	○
新型コロナウイルス	主治医の指示による	×

★必要があれば学校医の意見を聞き、出席停止の対象として措置をとることがある

主な感染症

感染症名	出席停止期間	治癒報告書
手足口病	主治医の指示による	○
伝染性紅斑 (りんご病)	主治医の指示による	○
溶連菌感染症	主治医の指示による	○
マイコプラズマ肺炎	主治医の指示による	○

「文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間」から抜粋

医師の診断で登校が許可された際には、別紙の「治癒報告書」を保護者の方がご記入の上、お子さんに持たせて登校を再開してください。

※新型コロナウイルス、インフルエンザについては治癒報告書の提出は不要です。

令和 年 月 日

一宮市立今伊勢小学校長様

治 癒 報 告 書

下記の通り、学校保健安全法および施行規則に定める感染症が治癒し、
医師から登校許可が出ましたので報告します。

年 組 名前 _____

保護者名 _____

病名・診断名 _____

治療年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

受診医療機関名 _____

※新型コロナウイルス、インフルエンザについては治癒報告書の提出は不要です。